

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	クリーニング師の研修の指定
②	法令名	クリーニング業法
③	法令番号	昭和25年5月27日法律第207号
④	根拠条項	第8条の2第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第八条の二 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。</p> <p>2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与えなければならない。</p>
⑦	審査基準	<p>クリーニング業法第8条の2第1項 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」(平成元年3月27日環指第46号厚生省生活衛生局長通知) 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定基準の改正について」(平成4年3月27日環指第43号厚生省生活衛生局指導課長通知) 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について」(平成13年3月30日健衛発第33号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から15日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	申請のあった日から15日以内
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4757)
⑬	備考	